

## 「東日本大震災における活動状況と今後の課題について」

塩釜地区消防事務組合消防本部予防課指導係

鈴木 政市

当組合は宮城県沿岸部のほぼ中央に位置し、塩竈市を中心として、多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町の2市3町で構成されております。149.56平方キロメートルという狭い地域に市街地が形成され、東は200余島からなる風光明媚な松島を有する太平洋に面し、南西部は政令指定都市仙台に隣接しております。当地区は、リゾート、水産業を軸とする観光・水産都市、歴史性をもった文化都市、職住近接型のニュータウンといった地域性を有し、加えて2地区（塩釜地区・仙台地区）の石油コンビート等特別防災区域も抱えております。

平成23年3月11日金曜日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、塩竈市で震度6強を観測、その3分後に太平洋沿岸に大津波警報が発表され、沿岸部を中心に未曾有の巨大津波が来襲いたしました。地震とこれに伴う津波により管内は、7月31日現在県発表で死者及び行方不明者が288名、全半壊建物が11,206棟と、一瞬にして多くの尊い人命と貴重な財産が奪われ、すべてのライフラインが寸断されました。

当時、私は本部庁舎2階の事務室で執務中でした。設置してあった緊急地震速報装置から予告メッセージが流れ、その直後、激しい横揺れが庁舎を襲いました。反射的に机の下で身の安全を確保しましたが、揺れは数分間続き（体感的には10分位揺れていたような？）、庁舎が倒壊するのではないかとの恐怖を感じました。



菖蒲田浜長砂地内

ようやく揺れが治まり、大きく移動した机や床に散乱した書類、備品などを見つめながら、「ついに宮城県沖地震が再来したか。」と思い、地震時の初動態勢に移行しようとするさなか、大津波警報が発令され6メートル級の津波が来襲するとの情報が入りました。本庁舎も浸水予想区域内にあり、地震発生直後に設置された警防本部から「職員は消防車両とともに指定した高台に撤退せ

よ。」との下命を受けました。制服で勤務していたため、すぐに活動服に着替え、ヘルメット、網靴を身につけ、他の職員とともに指定されている体育館に向いました。体育館には、すでに付近事業所の従業員や住民など多数が避難しており、降り出したあいにくの雪と頻発する余震に震えておりました。臨時に設置された警防本部の指揮のもと、被害等の情報収集や広報活動の任務に就きました。

数時間後、幸いにして浸水を免れた庁舎に戻り、2階指令課において当組合非常災害警防規程3号配備に基づく予防班として、災害の情報収集や実態調査などに着手いたしました。指令課内では、火災等専用電話や加入電話等に災害通報や問い合わせなどが殺到したため課員はその対応に追われ、私も入電内容を漏らさず記録しようとしたのですが、あまりにも多い通報にペンが追いつかない状態でありました。

思い起こせば今から33年前の昭和53年6月12日の夕方、私は当時学生で、帰宅途中の電車の中で宮城県沖地震に遭いました。電車が駅に到着した直後、激しい横揺れに襲われ、何事が起こったのか理解できないまま、転倒しないよう両足に力をこめ両手でしっかりと吊革を掴み、揺れが治まった後は職員の誘導でホームに降り、徒歩で帰宅した記憶があります。帰宅途中、地下に埋設されていた水道管が破裂したのか、国道が浸水しており、沿道には半倒壊した建物や瓦の落下した家屋が多数目に入りました。マグニチュードは7.4で、仙台市などで震度5の最大震度を観測、死者28名、負傷者は1万名余りを数えましたが、幸いにして津波は小さいものでした。

今回の大震災は、まさに巨大津波災害であり、沿岸部を中心に管内は甚大な被害を受け、さらに石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所で火災も発生いたしました。震災から3ヵ月後、当組合では作業部会を立ち上げ、さまざまな角度からこの震災を検証し、今後の課題などを抽出いたしました。部会では会員より種々提言がありましたが、ここでは次の3点について述べたいと思います。

第1点目として、緊急消防援助隊(以下緊援隊)の受入体制についてであります。甚大な被害を受けた当地区は、他県から



石油コンビナート火災

緊援隊の応援を受け、石油コンビナート火災の消火活動、人命捜索活動、救急活動に従事して頂きました。出動状況は、震災翌日から3月31日までの20日間、4県延べ439隊、

延べ人員 1,481 名を数えました。緊援隊については警防本部において一元的に受け入れ、管内の被災状況等の大小を考慮し部隊を編成、担当区域を管轄する署に配備いたしました。電話回線、携帯電話などの通信手段が途絶したため、その連絡調整や情報伝達に円滑さを欠きました。今後、緊援隊の速やかな受入体制の確立や情報伝達等において、あらゆる通信手段が途絶した場合の代替装置や手段の確保など見直しが必要となります。

また出動件数の多い救急業務においては、緊援救急隊に主にナビゲーターとして当方の職員を同乗させましたが、専従救急隊員でない職員もおり、緊援救急隊とのよりスムーズな連携を図るためには、専門的知識や経験を有する救急救命士の同乗が望ましいと感じました。

第 2 点目として、輻輳する火災や救急などの出動要請に対し、津波による浸水や多量のがれき、道路の陥没や亀裂により車両が現場に進入できないなど、消防活動の制限を余儀なくされたことが挙げられます。震災当日に発生した石油コンビナート等特別防災区域内の火災に際しては、浸水により車両が現場に到着できず、消火活動に着手したのはその 5 日後でした。浸水により孤立した建物等からの救出に対しては、ゴムボートなどにより現場に臨場しましたが、水防資機材の不足やがれきなどによるボートの破損、さらには活動に当たる人員の不足などから活動に支障を来しました。

今後は、隣接消防本部、自衛隊、警察、海上保安部など関係機関や民間企業など資機材調達先との連携強化を図り、ジェットスキーなどによるゴムボート等の牽引、水中探査機などの資機材の共有化並びに長期活動に備えた交代要員の確保などの必要性を感じました。また、大規模自然災害という不可抗力な側面もありましたが、指令課並びに出動各隊間の連絡を密にし、管内の被災状況や道路状況など情報共有の徹底化を図る必要性も改めて痛感いたしました。

第 3 点目は、飲料水、食料及び車両・暖房用燃料の確保が挙げられます。当組合においては、職員用として 3 日分の飲料水及び食料を備蓄しておりましたが、この震災対応が長期間に亘ったため絶対的な不足が生じました。言うまでもなく消防はマンパワーですから、活動の源となる飲料水や食料の確保は不可欠で、ライフライン、交通網、流通など生活、社会的インフラの復旧に要する日数や、救援物資の到着日数等を考慮すると、最低 1 週間分の飲料水、食料の備蓄が必要であり、また不足した場合の民間企業など調達先の見直しも今後の課題となります。車両・暖房用燃料についても、沿岸部の給油取扱所が被災したことなどにより、予定されていた調達先からの供給に困難を極めたことから、今後備蓄量の増大や調達先の見直しが必要であると感じました。

今回の震災において特記すべきこととして、津波による被災は車両 1 台で済んだことと、職員と同居する家族が全員無事であったことが挙げられます。大津波警報発令後速やかに人員、車両を指定した高台に一時集結させたこと、また平成 18 年 3 月より全職員に震災対応マニュアル（ポケット版）が配付されており、地震発生直後、職員個々が迅速に行動、対応できたなど初動対応が比較的スムーズであったことによると思われる。また当組合

では離島を抱えているため、消防艇を1隻保有しておりますが、地震発生時は航行訓練中で、揺れを感じてからは速やかに過去の津波で被害の少なかった島に着岸し、その後隊員は被害状況の調査や島民の避難誘導に当たりました。幸いにして消防艇に被害はありませんでしたが、係留場所で今回の地震に遭遇していたなら、津波により相当のダメージを受けたと容易に想像できます。

当組合管内はこの大震災により甚大な被害を受けましたが、消防としてこの災害から学んだことや教訓を今後の業務に活かして参りたいと思います。

最後になりましたが、このたびの大震災に際して緊急消防援助隊による応援をはじめ、全国各地からさまざまな形でご支援をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

ありがとうございました。